

広島市告示第249号
令和7年4月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ドン・キホーテ広島八丁堀店
所在地 広島市中区新天地5番地6 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役 町田 繁樹
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
他2者
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ドン・キホーテ広島八丁堀店
(変更後) ドン・キホーテ広島八丁堀店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり。
(変更後) 別紙のとおり。
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり。
(変更後) 別紙のとおり。
- 4 変更年月日
 - (1) 平成24年10月26日
 - (2) 別紙のとおり。
 - (3) 別紙のとおり。
- 5 届出年月日
令和7年4月16日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和7年4月22日から同年8月22日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年8月22日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島県広島市南区京橋 町2番22号	
東亜交易株式会社	代表取締役 阿久津 登志枝	東京都港区六本木一丁 目7番13号	
株式会社数本屋	代表取締役 加藤 和行	広島県広島市中区堀川 町5番1号	

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日
株式会社イズミ	代表取締役 町田 繁樹	広島県広島市東区二葉 の里三丁目3番1号	平成25年11月25日 住所変更 令和7年4月1日 代表者変更
東亜交易株式会社	代表取締役 阿久津 登志枝	東京都港区元赤坂一丁 目5番20号	令和6年3月28日 住所変更
株式会社数本屋	代表取締役 加藤 和行	広島県広島市中区堀川 町5番1号	

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日
株式会社ドン・キ ホーテ	代表取締役 成沢 潤治	東京都目黒区青葉台二 丁目19番10号	

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日
株式会社ドン・キ ホーテ	代表取締役 吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二 丁目19番10号	令和元年9月25日 代表者変更